	ハ　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径108kmの円内の区域のうちＮ26°51′59″Ｅ126°48′07″の地点と那覇ＶＯＲＴＡＣを結ぶ直線及びその延長線の北側又はＮ26°09′39″Ｅ127°48′03″の地点とＮ25°14′00″Ｅ127°24′04″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（２のイ及びロに係るものを除く。）

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第七百五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

第一表秋田ＶＯＲ、浜松ＶＯＲ、大島ＮＤＢ及び高松ＶＯＲの項を削る。

第二表秋田ＶＯＲ、浜松ＶＯＲ及び高松ＶＯＲの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第七百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表二中

「ＫＳ13	福岡航空交通管制部	24時間
	福岡航空交通管制部	24時間
	福岡航空交通管制部	24時間」

を

「ＫＳ13―1	福岡航空交通管制部	24時間
ＫＳ13―2	福岡航空交通管制部	24時間
ＫＳ13―3	福岡航空交通管制部	24時間」

に改め、「ＫＳ３―４　福岡航空交通管制部　24時間」を

「ＫＳ３―1	福岡航空交通管制部	24時間
ＫＳ３―2	福岡航空交通管制部	24時間
ＫＳ３―3	福岡航空交通管制部	24時間」

に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第七百七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表Ｖ17の項１ニを次のように改める。

ニ	静岡ＶＯＲ（Ｎ34°48′Ｅ138°12′）

同表同項の次に次のように加える。

Ｖ18	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　大島ＶＯＲＴＡＣ ロ　雄山ＶＯＲ（Ｎ34°04′Ｅ139°34′） ハ　Ｎ33°32′Ｅ139°49′の地点 ニ　八丈島ＶＯＲ（Ｎ33°07′Ｅ139°47′）

別表Ｖ19の項を削る。

別表Ｖ28の項１ニ中「玖珂ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（Ｎ34°05′Ｅ132°09′）」を加える。

別表Ｖ31の項１ハを次のように改める。

ハ　雄和ＶＯＲ（Ｎ39°37′Ｅ140°11′）

同表同項２中「秋田ＶＯＲから真方位207°49′及び197°49′」を「雄和ＶＯＲから真方位212°04′及び202°04′」に、「真方位17°49′及び27°49′」を「真方位21°24′及び31°24′」に改める。

別表Ｖ32の項１イを次のように改める。

イ　雄和ＶＯＲ

別表Ｖ59の項１中ニを削る。

別表Ｗ15の項及びＷ23の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第七百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十四条の二第一項の規定に基づき、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和三十八年運輸省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第２東海特別管制区の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第七百九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十五条の三の規定に基づき、民間訓練試験空域を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第七百七十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日　　国土交通大臣　大畠　章宏

表ＣＫ１―４の項を次のように改める。

ＣＫ１―４	Ｎ34°49′03″Ｅ137°10′06″の地点、Ｎ34°38′27″Ｅ137°10′46″の地点、Ｎ34°38′21″Ｅ137°03′31″の地点、Ｎ34°48′37″Ｅ137°02′54″の地点及びＮ34°49′03″Ｅ137°10′06″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度750m以下のもの

表ＣＫ１―５の項を次のように改める。

ＣＫ１―５	Ｎ34°49′29″Ｅ137°17′26″の地点、Ｎ34°38′31″Ｅ137°18′08″の地点、Ｎ34°38′27″Ｅ137°10′46″の地点、Ｎ34°49′03″Ｅ137°10′06″の地点及びＮ34°49′29″Ｅ137°17′26″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900m以下のもの

表中

「ＫＳ３―４	Ｎ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点、Ｎ32°44′12″Ｅ132°30′51″の地点、Ｎ32°32′12″Ｅ132°05′51″の地点、Ｎ32°26′12″Ｅ131°46′51″の地点及びＮ32°58′12″Ｅ131°51′51″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの（ＫＳ３―１に係るものを除く。）

」を